

議案第 9 号

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 22 年 3 月 3 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、常勤の特別職の職員の給与に関して給料月額を改正する
ため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３６年大口
村条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

職名	給料月額
町長	９００，０００円
副町長	７１６，０００円

附 則

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	<u>900,000円</u>	町長	<u>919,000円</u>
副町長	<u>716,000円</u>	副町長	<u>731,000円</u>